

一般社団法人日本ハラスメント協会 定款

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 当法人は、一般社団法人日本ハラスメント協会と称する。

(主たる事業所)

第 2 条 当法人は、主たる事務所を大阪市西区立売堀 1-4-12 立売堀スクエアビル 8F に置く。

(目的)

第 3 条 当法人は、ハラスメント行為による労働環境の悪化を防止するため被害者、加害者、会社の三者間に必要に応じて助言を行い、企業・団体と共にハラスメントのない日本の労働社会を目指すことを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) ハラスメントに関する情報の発信、施策の研究、提言活動
- (2) ハラスメント対策に関する診断及び実態調査、専門的知見を活用した対策の指導
- (3) 企業、団体、学校、病院、行政等のハラスメント社外相談窓口設置・運営
- (4) ハラスメントの事実調査、健全な職場環境の整備に向けたコンサルティング
- (5) ハラスメントに関する講演会、セミナー、研修、情報交換会、フォーラムの企画・開催・運営
- (6) ハラスメントに関する出版物の刊行・書籍、映像、印刷物等の企画、製造、販売
- (7) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告の方法)

第 4 条 当法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第 2 章 社員

(入社)

第 5 条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

2 社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

(経費等の負担)

第 6 条 社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

(退社)

第 7 条 社員は、いつでも退社することができる。ただし 1 か月以上前に当法人に対して予告するものとする。

(除名)

第 8 条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は社員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、社員総会の決議によりその社員を除名することができる。

(社員の資格喪失)

第 9 条 社員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (4) 除名されたとき。
- (5) 総社員の同意があったとき。

(社員資格喪失に伴う権利及び義務)

第10条 社員がその資格を喪失したときは、当法人に対する社員としての権利を失い、義務を免れる。

ただし、未遂行の義務は、これを免れることはできない。

第3章 社員総会

(開催)

第11条 定時社員総会は、毎年3月に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第12条 社員総会は、理事の過半数の決定に基づき代表理事が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに社員に対して発する。

(決議の方法)

第13条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(議決権)

第14条 社員は、各 1 個の議決権を有する。

(議長)

第15条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当核社員総会において議長を選出する。

(議事録)

第16条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに署名又は記名押印する。

第 4 章 役員等

(役員)

第17条 当法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 1 名以上 10 名以内

2 理事のうち 1 名を代表理事とする。

(選任)

第18条 理事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。

ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

2 当法人の理事が 1 名のときは、その理事を代表理事とし、理事を複数名置く場合には、理事の

互選により代表理事を定める。

(任期)

第19条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(理事の職務及び権限)

第20条 理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、その職務を執行する。

2 代表理事は、当法人を代表し、その業務を統括する。

(解任)

第21条 理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第22条 理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

(顧問及び相談役)

第23条 当法人に顧問及び相談役を置くことができる。

2 顧問及び相談役は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の役員ではなく当法人に対して何らの権限を有しないが、代表理事の諮問に応え、代表理事に対し、参考意見を述べることができ

る。

3 顧問及び相談役の選任及び解任は社員総会において決議する。

4 顧問及び相談役は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第5章 計算

(事業年度)

第24条 当法人の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第25条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を受けるものとする。これを変更する場合も、同様とする。

第6章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第26条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 27 条 当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

第 7 章 附則

(最初の事業年度)

第 28 条 当法人の最初の事業年度は、当法人設立の日から令和 2 年 12 月 31 日までとする。

(法令の準拠)

第 29 条 本定款に定めのない事項は、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令に従う。